

被災した障がい児に対する相談・援助事業実施要綱

（目的）

第1条 東日本大震災により被災した障がい児（その疑いのあるものを含む。以下、「障がい児等」という。）への相談及び療育を含めた援助を行い、安心して生活するための支援を行うことを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は福島県とする。なお、本事業の適切な事業運営ができると認められる障がい児の支援を行う専門家の団体等へ委託することができるものとする。

（事業の内容）

第3条 障がい児等を対象として以下の事業を実施するものとする。

- 1 避難に関する相談
特別な支援が必要な障がい児等の避難先、避難方法についての相談を受ける。
- 2 アセスメントと個別支援計画の作成
臨床心理士や言語聴覚士等の専門家がアセスメントを行い、障がい児等に必要な支援の計画を作り、避難先や新しい生活の場の支援にスムーズにつなげる。
- 3 療育・放課後支援
保育士、児童指導員等が障がい児等の療育や放課後支援を行う。
- 4 子育ての相談
避難生活での障がい児等の子育てについて、家族からの相談を受ける。

（事業の実施方法）

第4条 本事業は以下の方法で実施するものとする。

- 1 実施計画書の提出
本事業の受託者は委託契約締結後10日以内に実施計画書・予算書（様式第1号）を提出する。
- 2 事業の周知
本事業の受託者は、この事業の概要を障がい児等とその保護者、市町村及び関係機関に周知するとともに、利用者の便宜を図る。
- 3 支援内容の記録
本事業の受託者は、支援の内容を対象者ごとに記録票（様式第2号）に記録し、支援の充実に努めるとともに指導の一貫性を保つよう配慮する。
- 4 事業運営の記録
本事業の受託者は、事業運営に関する以下の項目について記録する。
 - （1）事業運営の収支
収支記録票（様式第3号）により、事業運営の収支を記録する。
 - （2）人員の勤務状況
勤務表（様式第4号）により事業に従事した人員の勤務状況を記録する。

(3) 備品の管理

備品管理票（様式第5号）により購入した備品の管理を行う。

5 秘密の保持

この事業の実施に当たっては、職務上知り得た障がい児等及びその家族に関する秘密の保持について、十分に留意する。

(業務完了の報告)

第5条 本事業の受託者は、委託業務が終了したときは、福島県に対して業務が完了した日から起算して30日以内または委託契約を行った日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに完了届（様式第6号）を提出するものとする。

(事業実施状況の報告)

第6条 本事業の受託者は、委託業務が終了したときは、福島県に対して業務が完了した日から起算して10日以内に事業実施状況報告書（様式第7号）及び収支決算書（様式第8号）を提出するものとする。

また、本事業の受託者は福島県に対して月毎の実績を事業実施状況報告書（様式第7号）に準じて提出するものとする。

(事業終了の調査)

第7条 福島県は前項の規定による事業実施状況報告書及び収支決算書を受理したときは、受理した日から起算して10日以内にその内容がその契約に適合するか調査し、適合すると認められたときは、委託料の額を確定し、本事業の受託者に通知するものとする。

(関係機関との連携)

第8条 福島県及び本事業の受託者は、事業の目的が達成されるように、市町村、県保健福祉事務所、県総合療育センター、県発達障がい者支援センター、県児童相談所、県障がい者総合福祉センター、県精神保健福祉センター、指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所、指定障害者支援施設、指定知的障害児施設等、教育関係機関（県教育事務所、市町村教育委員会、特別支援学校、各学校の特別支援教育コーディネーター等）、医療機関及び児童・民生委員等と密接な連携を図り、事業が円滑かつ効果的に行われるよう努める。

(費用)

第9条 この事業に要する経費又はその委託に要する経費は県が支弁する。

(費用の請求等)

第10条 本事業の受託者は、事業に要した費用を請求しようとするときには、請求書（様式第9号）により、福島県に請求するものとする。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 7 月 8 日から施行する。